

令和 7 年度農山漁村のこだわりの商品案内リーフレットデザイン制作業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 業務の目的

三重県の農山漁村地域の活性化を図るため、本県では「えがおの学校（平成 21・22 年度）」、「コーディネーター養成講座（平成 24～27 年度）」、「農山漁村起業者養成講座（平成 28 年度～）」を通じ、地域の豊かな資源を活用して魅力ある商品やサービス（以下、こだわりの商品という。）を提供する「地域資源活用ビジネス」に取り組むことができる起業者の育成に取り組んできた。また、令和 7 年度においては、「農山漁村のこだわりの商品展開事業」を通じ、高品質かつ付加価値の高いこだわりの商品の都市への販路拡大に取り組んでいる。

本業務委託においては、三重県の農山漁村地域の起業者のこだわりの商品を紹介するリーフレットを制作することにより、こだわりの商品の魅力等を効果的に発信し、こだわりの商品を活用したビジネス展開の拡大につなげることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名 令和 7 年度農山漁村のこだわりの商品案内リーフレットデザイン制作業務委託
- (2) 委託期間 契約の日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで
- (3) 委託内容 別紙「業務委託仕様書」4 業務の内容 のとおり
- (4) その他事業実施上の条件 別紙「業務委託仕様書」8 業務実施の条件 のとおり

3 契約上限額

501,600 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる要件をすべて満たした者とします。

(1) 参加者資格

- ・当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 最優秀提案者資格

- ・三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- ・三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中

である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

- ・三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請書の提出

当該企画提案コンペに参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち、「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）を1部提出してください。

なお、企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状を添付してください。

(1) 提出期限

令和7年9月4日（木）17時必着（期限厳守）

電子メール可。郵便又は信書便の場合は必着のこと。なお、メール送信又は郵便等の発送後は必ず電話にて到着を確認すること。

ただし、(3)ウについては、原本が必要なため、電子メールは不可。持参、郵便又は信書便で必着のこと。

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農山漁村づくり課

(3) 提出書類（各1部）

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 役員等に関する事項（第2号様式）

ウ 企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合は、委任状（第3号様式）

エ その他、上記アに記載の添付書類一式

(4) 結果通知

三重県は、上記の確認結果を、令和7年9月18日（木）12時までに、申請者に対し電子メールまたは電話により通知する。

6 企画提案コンペの実施方法

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和7年度農山漁村のこだわりの商品案内リーフレットデザイン制作業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり

(1) 趣旨適合性：制作意図に合致し、事業効果が期待できるか。

(2) 訴求性：ターゲットへの訴求性が高いデザインか。

(3) 表現性：キャッチコピーが的確か。

(4) 経済性：十分な効果が期待できる適正な見積り、費用対効果の高い内容となっているか。

(5) 業務推進体制：委託業務が適切に実施できる体制を構築しているか。

- ・企画提案書の提出期限は、令和7年9月24日(水)12時まで(提出先：三重県農林水産部農山漁村づくり課)とする。メール不可。持参、郵便又は信書便の場合は必着のこと。
- ・提案者が多数の場合は、選定委員会で事前に書類審査を行い、書類審査通過者を5者程度選定した上で、当該書類審査通過者によるプレゼンテーションを実施する。なお、提案者が5者に満たない場合は、書類審査を省略する。
- ・プレゼンテーションの有無及び時間割等については、提案書を提出したすべての者に令和7年9月26日(金)17時までに電子メール又はFAXにて連絡する。
- ・プレゼンテーションは、令和7年10月7日(火)13時30分から吉田山会館会議室にて実施する。
- ・プレゼンテーションは、提出いただいた企画提案書及び見積書とし、パワーポイント等の使用は不可とする。また、時間配分は、提案者による説明15分以内、選定委員会の質疑10分以内とする。
- ・上記の方法により選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結する。
 - ・三重県は、選定結果の通知を、令和7年10月8日(水)17時までに、提案したすべての者に対して電子メールまたは電話により行う。

7 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書

ア 様式、部数

- ・A4判、様式は自由
- ・持参、郵便又は信書便により7部提出すること(電子メールによる提出不可)

イ 内容

- ・リーフレット企画デザイン案 7部提出

※リーフレットの方向性(コンセプト、構成案)についての説明に加え、成果品を具体的にイメージできるように、リーフレット見本(規格を満たすこと。)を提出してください。

※表紙のタイトル、キャッチコピーを記載してください。

※商品紹介のページに掲載する内容については、項目ごとに目安となる文字数を明示してください。

- ・見積書 7部提出

※見積書において代表者印の押印を省略する場合は、見積書に発行責任者・担当者それぞれの氏名・電話番号を記載してください。発行責任者と担当者は同一でも可です。

※見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額(免税業者にあつては、契約希望額に110分の100を掛けた額)としてください。(契約金額は、1円未

満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。)

(2) 提案は、1 事業者につき 1 件までとします。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)(有料)」(所管税務署が企画提案書提出期限の過去 6 か月以内に発行したもの)の写し
- (2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の過去 6 か月以内に発行したもの(無料))の写し
- (3) 三重県電子調達システム(物件等)利用登録をしていない事業者又は共通債権者(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

9 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

令和 7 年 8 月 29 日(金) 17 時まで(必着)

(2) 質問の提出方法

当企画提案コンペに関する質問は、文書(様式自由、ただし規格は A4 判)にて行うものとし、担当部局まで、持参、ファクシミリ、電子メール(nozukuri@pref.mie.lg.jp)のいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、電子メールの場合は、送信後、電話にて着信を確認してください。なお、質問文書には、組織名その他、回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びファクシミリ番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として当該委託業務に係る条件や応募手続きに関する事項に限ります。なお、次の質問は受け付けしません。

- ・企画内容に関する照会
- ・他の応募者の提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する内容
- ・採点に関する内容

(4) 回答方法

受けた質問に対する回答については、令和 7 年 9 月 1 日(月) 12 時までに、原則三重県ホームページに掲載します。

10 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部農山漁村づくり課において示します。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法

（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

- （3）契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額（消費税及び地方消費税を抜いた額）の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。（契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）
- （4）契約は、三重県農林水産部農山漁村づくり課において行います。

1.1 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

1.2 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによります。

1.3 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

1.4 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

1.5 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- （1）受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

16 その他

- ・ 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- ・ 委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとします。
- ・ 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に罰則規定があるので留意すること。

17 連絡先

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部農山漁村づくり課

Tel：059-224-2518 FAX：059-224-3153

E-mail：nozukuri@pref.mie.lg.jp

担当：伊東・向出